

豊前市人権施策基本指針改定

2020年 3月

豊 前 市

人権とは、

すべての人が、生れながらにもっている権利です。

世界人権宣言《1948年（昭和23年）》

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

日本国憲法《1947年（昭和22年）》

第11条〔基本的人権〕

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条〔法の下での平等〕

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第97条〔基本的人権の由来特質〕

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人は、誰でも、自由で平等であり、尊厳をもって人間らしい生活をする権利があります。

豊かな地域社会をつくる基盤となるものが、人権が尊重されるまちであることです。まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化のまちづくりに向け、人権施策基本指針を定め、施策を推進します。

目 次

第1章 指針の改定について

- 1 指針策定の背景 1
- 2 指針の改定にあたって 2
- 3 指針の位置づけ 3

第2章 人権をめぐる社会の動き

- 1 国際社会の動き 4
- 2 国及び県内の動き 5
- 3 豊前市の動き 6

第3章 人権施策基本指針がめざすもの

- 1 基本理念 7
- 2 「人権文化のまちづくり」に向けて 7

第4章 基本的施策の推進

- 1 人権教育・人権啓発の推進 9
- 2 相談活動の充実 13
- 3 調査研究・情報収集・情報提供の充実 14

第5章 個別課題における人権施策の推進

- 1 同和問題 15
- 2 女性 16
- 3 子ども 18
- 4 高齢者 21
- 5 障がいのある人 23
- 6 外国人 26
- 7 ハンセン病患者・H I V感染者 27
- 8 インターネットによる人権侵害 29
- 9 性的少数者 30
- 10 さまざまな人権課題 32

第6章 推進体制等

- 1 推進体制等の整備 33
- 2 人権施策の点検と見直し 34

資料編

用語解説（50音順）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

豊前市人権のまちづくり推進及び人権擁護に関する条例

豊前市人権のまちづくり推進審議会委員名簿

本指針の用語表記について

1. 「障がい」

「障害」の「害」を原則として「がい」と平仮名で表記しています。「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「障害」については「障がい」と、「障害者」については「障がいのある人」と表記しています。ただし、次の場合は漢字で表記しています。

- ・法令や団体名等の固有名詞の場合
（例：障害者総合支援法、障害支援区分、身体障害者手帳 等）
- ・人の状態を表さない場合
（例：障害物、電波障害 等）

※「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

2. 法律等の名称

原則として正式名称で表記しています。ただし、略称がある場合で、複数回登場する場合、二回目以降を略称で表記します。

第1章 指針の改定について

1 指針策定の背景

1948年（昭和23年）国際連合（国連）において、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」とした「世界人権宣言」が採択され、人権確立に向けた取組が進められてきました。

わが国においては1947年（昭和22年）に「基本的人権の尊重」を基本原則とする日本国憲法が施行され、人権に関する制度の整備や施策が推進されてきました。

豊前市では同和対策特別措置法が1969年（昭和44年）に施行されて以来33年間、同和問題の速やかな解決を市政の重要な施策の柱として位置づけ「同和」教育の推進と、同和地区の生活環境改善をはじめ市政全般の諸施策を進めてきました。

2004年（平成16年）11月、同和行政から国際的な動向を踏まえた人権行政へと移行する中、「豊前市人権のまちづくり推進審議会」が、“人権を基盤に据えたまちづくりをめざして”を基本理念とした豊前市人権施策基本指針を答申しました。

2 指針の改定にあたって

2004年（平成16年）11月の指針答申後、豊前市は人権教育・人権啓発の推進、人権センターの設立、人権のまちづくり委員会の育成・支援、豊前市人権・「同和」教育推進協議会との連携を最重要施策及び課題とし、取組を進めてきました。

その結果、「豊前市人権のまちづくり委員会」と、豊前市人権・「同和」教育推進協議会を継承した「豊前人権研究協議会」の二つを継承した、「豊前市人権センター」が2007年（平成19年）5月29日設立されました。

指針答申から15年が経過し、その間、最重要施策のひとつである「豊前市人権センター」が設立されました。また、国内では少子高齢化、国際化、情報化の進展などを背景にいじめや女性への暴力、子どもへの虐待、インターネット上での誹謗中傷、特定の民族や国籍の人々に対するヘイトスピーチなど、未だに多くの課題が残されています。

2016年（平成28年）には、障がいや理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消を目的とした法律が施行され、個別の人権課題についての法整備が進んでいます。

さらに、最近の社会情勢の変化から性的少数者等への配慮や、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント対策も国で進められています。

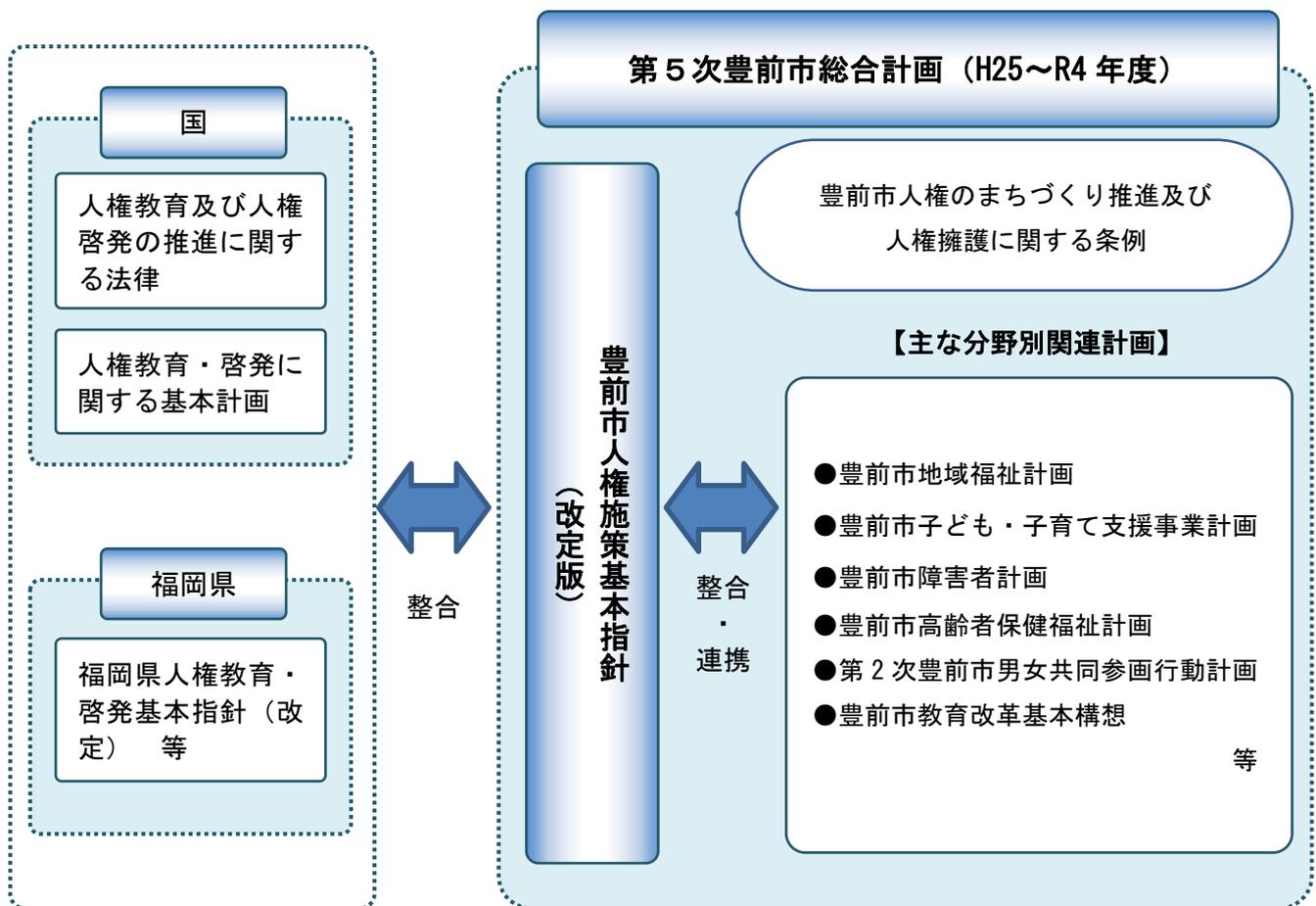
こうした状況を踏まえて、今後も、人権施策の一層の推進を図るために「豊前市人権施策基本指針」を改定することとなりました。

3 指針の位置づけ

本指針は、2000年（平成12年）に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条及び「豊前市人権のまちづくり推進及び人権擁護に関する条例」第5条の規定に基づき策定するものです。

国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」並びに県が策定した「福岡県人権教育・啓発基本指針」との整合性を保ちつつ、市の上位計画である「第5次豊前市総合計画」や各分野別関連計画と整合を図りながら策定を行いました。

また、市が取り組むべき人権教育・人権啓発に関する政策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向性を示したものです。



第2章 人権をめぐる社会の動き

1 国際社会の動き

1948年（昭和23年）国連において「世界人権宣言」が採択されて以降、1965年（昭和40年）に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、1966年（昭和41年）には「国際人権規約」、1979年（昭和54年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約」（女子差別撤廃条約）、1989年（平成元年）「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）、2006年（平成18年）「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）などの人権関係の諸条約を採択し、加盟国に批准・加入を求めてきました。また、1975年（昭和50年）の国際婦人年をはじめとした各種の国際年等により、人権尊重、差別撤廃に向けた取組が行われてきました。

1994年（平成6年）には、人権教育を通じて人権文化を世界に築くことを目的として、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）を「人権教育のための国連10年」とする決議が国連総会において採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組が開始されました。その終了を受け、2004年（平成16年）に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、数年ごとの段階を決め、その段階ごとに領域を定めた行動計画が策定され、取組が行われています。

2015年（平成27年）には、国連総会が2030年までの国際目標であり、すべての人々の人権が尊重される世界など目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」を採択しました。我が国においても「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、具体的な取組を進めています。

2 国及び県内の動き

第2次世界大戦後、1947年（昭和22年）5月3日に国民主権・基本的人権の尊重・平和主義を三大原則とする日本国憲法が施行され、人権に関する法律の整備など様々な取組が行なわれてきました。また、国際社会の一員として人権に関する諸条約を批准し、人権尊重と人権意識の高揚に向けた取組を進めてきました。

1997年（平成9年）には「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応などが示されました。

2000年（平成12年）には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務が規定され、2002年（平成14年）3月に、同法に基づく国の基本計画が策定されました。

最近では、2016年（平成28年）4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。

また、県においても1997年（平成9年）に「人権教育のための国連10年」福岡県推進本部を設置し「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定しています。

2003年（平成15年）には、「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し人権教育・啓発についての基本的な方針や分野別人権課題についての施策の基本方向などが示され、総合的に人権施策を推進してきました。

さらに、「福岡県青少年健全育成総合計画」や「福岡県高齢者保健福祉計画（第7次）」、「福岡県障害者福祉計画（第3期）」、「第4次福岡県男女共同参画計画」、「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」などの個別計画においても、人権問題解決のための取組を進めています。

近年、インターネットを悪用した人権侵害や性的少数者の人権問題等の新たな人権問題が顕在化するなど、人権を取り巻く状況が大きく変化していることを受け、2018年（平成30年）3月、「福岡県人権教育・啓発基本指針」の改定を行いました。

3 豊前市の動き

1972年（昭和47年）に基本的人権を確立し、部落解放のための教育活動を深めることを目的として＜豊前市「同和」教育推進協議会＞が設立され、学校現場や地域社会において差別意識の解消に向けた取組が進められました。2002年（平成14年）には＜豊前市人権・「同和」教育推進協議会＞へと名称を変更し2006年（平成18年）に発展的解散をするまで、いじめ・差別のない学校、社会への改革を目指した活動を続けてきました。

豊前市人権のまちづくり委員会は、1995年（平成7年）の市内いじめ自死事件後の1997年（平成9年）に設立され、2007年（平成19年）に発展的解散に至るまで、いじめストップフォーラムや講演会及びセミナー等の開催や、地域人権協の活動支援など、人権啓発や人材育成に取り組んでまいりました。

豊前市人権センターは、2002年（平成14年）3月、「豊前市同和対策審議会答申」の「今後の施策の方向」において、「人権全般にわたる情報の発信基地又は教育・啓発の拠点」として、その必要性が指摘されていました。こうした中、2002年（平成14年）12月に、これまでの「豊前市人権擁護に関する条例」は「豊前市人権のまちづくり推進及び人権擁護に関する条例」として全面改正され、これに基づいて、2003年（平成15年）5月に豊前市人権のまちづくり推進審議会が設置されました。審議会が答申した「豊前市人権施策基本指針」においても、「人権文化のまちづくりの発信の中核となる人権センターの早急な設置が必要である」とされていました。

こうした2つの審議会の答申を尊重しつつ、市民一人ひとりが主体的に参画することができる人権センターの設置が検討され、2007年（平成19年）に「豊前市人権センター」が設立され12年が経過しました。

これまで、人権のまちづくり委員会や豊前人権研究協議会の活動を継承し、講演会、講座、セミナー、実践交流会等の学習会の開催や、相談活動の実施、調査研究広報活動、企業との連携、また、地域人権協をはじめとする人権活動団体との連携や支援など、様々な取組が行われてきました。

今後も、人権施策推進のパートナーとして、豊前市人権センターと連携強化を図り、人権文化のまちづくりが更に広がるよう努めていきます。

なお、1995年（平成7年）の市内いじめ自死事件以降、再び繰り返してはならない、いじめは許されないとして、毎年継続して、豊前市教育委員会による、いじめストップフォーラムを開催しています。

第3章 人権施策基本指針がめざすもの

1 基本理念

一人ひとりが輝く 人権文化のまちづくり

すべての個人が、それぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会は、お互いの人権が共に尊重されてこそはじめて実現されます。

指針の基本理念を実現するため、次のような社会の実現をめざし、総合的に人権施策の推進を図ります。

- (1) 一人ひとりの尊厳が認められ、すべての人が自分らしい生き方のできるお互いの自己実現を尊重する社会の実現
- (2) すべての人が、多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方の違いを認め合い、ともに支え合う心豊かな社会の実現
- (3) 市民のだれもが、社会の一員として等しく参加・参画し、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現
- (4) 自治体、市民、企業等がともに取り組む人権尊重の社会の実現

2 「人権文化のまちづくり」に向けて

「人権文化のまちづくり」とは、市民一人ひとりが人権尊重の意義や重要性を確実に知識として身につけ、人権を尊重することが市民の日常生活のなかで当たり前の態度や行動として自然に表すことができる社会、だれもが住みやすい、と実感できるまちをつくることです。

「人権文化のまちづくり」は、行政の力だけで実現できるものではなく、「人権を尊重する」という市民の主体的な行動や取組と連携して実現できるものです。「人権文化のまちづくり」に向けて、まちづくりの主役である市民と行政との協働をめざします。

※ 市民の役割として期待されるもの

(1) 市民一人ひとりの役割

市民一人ひとりが人権を自分自身のこととして考え、人権尊重の大切さを理解し、日常生活の中で態度や行動として実践することが必要です。

- ・人権尊重の意識を高めるために、人権に関する講座や人権啓発事業に積極的に参加することが求められています。
- ・さまざまな人権課題の当事者をはじめとした多くの人々との交流やふれあいを通して人権について考え、人権を正しく理解することが大切です。
- ・差別や虐待など地域で生じるさまざまな課題を自分の身近な問題としてとらえ、解決のための取組に積極的にかかわることが求められています。

(2) 地域の役割

地域には、住民が相互に協力し合いながら、誰もが暮らしやすい地域コミュニティをはぐくむという役割があります。このため、まちづくりの重要な担い手である公民館を中心とした地域づくり協議会等の地域団体と学校や企業、ボランティア団体等が連携、協働しながら、人権を尊重したまちづくり活動に取り組むことが必要です。

- ・豊かな人間関係を構築していくことが人権尊重社会の基盤となります。そのためには、さまざまな人々がふれあい、交流する場と機会を充実するなど、市民相互の理解を深める取組が必要です。
- ・次代を担う子どもたちを含めた地域住民の心がふれあう交流事業の実施は大切です。
- ・「人権文化のまちづくり」活動を推進する人材を育成する環境づくりが大切です。

(3) 企業の役割

企業は「企業市民」として、その社会的責任を自覚し、地域社会に貢献することが求められています。企業は地域社会の一員として、人権尊重という視点を入れた取組やまちづくり活動に意義を見出し、積極的に活動することが必要です。

- ・企業内の人権意識を高めるため、人権に関する研修や啓発活動を計画的に実施するための体制の整備が望まれます。

第4章 基本的施策の推進

1 人権教育・人権啓発の推進

「すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養(かんよう)を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・人権啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない」旨が国の定める「人権教育・啓発に関する基本計画」に規定されています。

人権教育・啓発は、地方公共団体の責務として、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条において、次のとおり規定しています。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【人権教育の意義・目的】

■ 「人権教育」とは、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神に則り基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育を通じて推進される。

学校教育及び社会教育における人権教育によって、人々が、自らの権利を行使することの意義、他者に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、さまざまな課題などについて学び、人間尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められている。《国が定める「人権教育・啓発に関する基本計画」から一部抜粋》

■ 人権教育は、人権に関する知識の習得とともに、人権課題の解決をめざす主体的な態度、技能及び行動力を育てることを目的としている。《文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」から抜粋》

【人権啓発の意義・目的】

- 「人権啓発」とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を意味し、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすることを旨としている。すなわち、広く国民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で、その目的とするところは、国民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他の人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにあり、日常生活の中で、その態度面、行動面等において確実に根付くようにすることが人権啓発の目的である。

《国が定める「人権教育・啓発に関する基本計画」から抜粋》

人権尊重の精神が社会や生活の中に定着するためには、着実かつ継続的な意識啓発の取組をねばり強く実施していく必要があります。「人権文化のまちづくり」に向けて、基本的な視点と取組を次のとおりとします。

《基本的な視点》

(1) 自分自身の課題としての人権教育・人権啓発の推進

市民一人ひとりが人権への正しい知識をもち、日常の態度や行動として自然に現すことができる人権感覚を十分に身につけ、人権を自分自身の課題としてとらえることができるよう、人権教育・人権啓発の推進に取り組みます。

(2) 生涯にわたる多様な人権教育・人権啓発の推進

幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の市民を対象に、地域、家庭、学校、職域等あらゆる場と機会を通して人権教育・人権啓発に取り組みます。

(3) 市民の理解と共感を得る人権教育・人権啓発の推進

人権教育・人権啓発は人の心のあり方にかかわるものであり、その推進にあたっては、市民に広く理解され共感を得るとともに、市民一人ひとりの自主性を尊重し、押し付けにならないように留意します。

また、行政の主体性を確保し、中立公正な立場でその役割を果たします。

《推進するための取組》

○人権教育

(1) 学校教育における人権教育

学校教育においては、命の大切さを学び、自尊感情や他の人とよりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し義務や責任を果たす態度など、「生きる力」をはぐくむ教育活動を推進します。学校の教育活動全体を通じた取組を推進します。

ア 人権が尊重される学校運営の推進

学校生活全体を通じて子どもたちの人権感覚をはぐくむ環境づくりに努め、人権尊重を基本とした学校づくりを推進していくことが必要です。

このため、学校の教科等指導、生徒指導、学級経営などの教育活動の全般を人権という視点からとらえ、教職員が一体となって取り組む体制を整えるとともに、学校全体で目標や計画の共通理解を図りながら組織的・継続的に取り組みます。

イ 指導方法・教材の改善と充実

人権意識等をはぐくみ、人権課題の解決に向けた実践力へとつなげていくためには、人権に関する知的理解に加え、人権感覚を養うことが特に重要になります。そのためには、自分で感じ、考え、行動する主体的・実践的な学習が必要で、知識偏重に陥らないように多様な体験活動や交流学习の実施や、学習教材に身近な事柄を取り上げるなど子どもたちの興味・関心を生かすなどの工夫を行います。

ウ 人権感覚に優れた教職員の育成

人権教育を進めるうえでは子どもに接する教職員の姿勢そのものが重要であり、教職員自身がさまざまな人権問題への深い理解と人権に対する鋭い感性をもち、自らの人間力を高めるように努める必要があります。

このため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識と感性を身に付けることができるよう、研修を充実させ、実践的な指導力の向上を図ります。

知識だけでなく、体験を通して、科学的認識を研く効果的な研修や研修機会の拡充に努めます。

エ 家庭・地域等との連携

人権教育の推進に当っては、学校や家庭・地域がそれぞれのもつ役割を担いつつ互いに連携した取組が展開される必要があります。

このため、保護者や地域の人々の学校教育への参加や、家庭・地域・学校間の情報の共有を進めるなど「開かれた学校づくり」に努め、学校での人権教育の成果を家庭や地域にも伝えることで、人権教育の効果を高めていきます。

(2) 社会教育における人権教育

「人権文化のまちづくり」に向けて、市民一人ひとりが人権意識を高めていくため、生涯学習の一環として、人権に関する学習機会を提供するとともに、市民の自主的な学習の支援に努めます。

ア 家庭教育に対する支援

人権教育は、乳幼児期からの発達段階に応じて学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、推進する必要があります。乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、自尊感情や人権尊重の精神の芽生えについて、家庭を基礎としてはぐくむことが重要なため、地域や家庭と幼稚園・保育園との連携を十分にとり、家庭を支援することに努めます。親にとっても子どもにとっても大きく生活が変化する小学校への入学時期に、子育ての中でのさまざまな困難に対して、相談窓口や既存の行政サービスの情報提供等を行い、親子の健やかな成長を見守り、支援し、それぞれの家庭において命の大切さや人権について考えることの出来る環境づくりに努めます。

イ 地域における人権教育の推進

地域においては市民の人権意識を高める学習機会を提供することにより、指導的役割を果たす人材の育成を図るとともに、それぞれの世代が生涯を通じて学習できる人権教育の充実に努め、人権に関する地域の教育力の向上を図ります。

○人権啓発

市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりの当事者であるという認識のもと、自分自身の問題として人権を考えることができる啓発活動を推進します。

(1) 市民への啓発

すべての市民が啓発活動に触れることができるよう、「同和問題啓発強調月間」や「人権週間」などを中心に啓発冊子やポスターによる啓発や講演会、研修会等の学習会を継続的に実施してきました。

今後は、より多くの市民に人権に対する関心を持ってもらえるよう、講演会、広報物、ホームページ等の内容を充実するなど、さらなる啓発方法の工夫や、市民が参加しやすい研修会等の企画、実施に努めます。

(2) 企業への啓発

少子高齢化、高度情報化、グローバル化等、社会が大きく変化する中で、男女共同参画の推進、高齢者の就労機会の拡大、障がいのある方への合理的配慮や雇用の拡大、適正な情報管理、多文化共生への理解等、企業が担う役割は大きなものがあります。多くの人々が働く場として、ワーク・ライフ・バランスの実現やハラスメント防止など、人権の視点からの取組が進められることが期待されます。

また、公正な採用を含めた人権の尊重を基盤とする活動や誰もが働きやすい職場環境の整備はもとより、従業員の人権意識の高揚を図ることが重要です。企業の社会的責任として主体的に取り組まれるよう啓発を進めるとともに、自主的かつ積極的に取り組む企業・団体等に対する支援を推進します。

2 相談活動の充実

現在、国・県・市町村等の公的機関、民間団体などにおいて、さまざまな相談活動が行われています。

これらの相談機関の多くは、直接的な人権相談として位置付けて相談を受けているものではありませんが、相談内容の多くは、人と人との関わりの中で起こる身体的、精神的苦痛に関する相談であり、その多くが人権に関わるものです。

また、さまざまな要因が複雑に絡みあい、一箇所の相談窓口では対応しきれない複合的な相談事案もあります。このようなケースでは、官民を問わず、あらゆる相談機関が相互に連携協力し、相談者の心に寄り添い、人権尊重の視点に立って相互に連携して相談に当たることが人権侵害の未然防止や被害者の救済につながるため、重要となります。

本市では、豊前市人権センターにおいて毎月 1 回弁護士による人権相談、年 4 回のえがお相談、職員による人権相談のほか、人権擁護委員による特設人権相談を実施するなど、相談窓口の充実、連携を進めてきました。また、こころ

の相談、子育て、高齢者、障がい者、生活困窮者、女性、教育相談など、それぞれの施策ごとに相談窓口を開設し、相談業務にあたっています。

こうした相談は、市民の生活実態を映し出しているものであり、その集約と内容の分析、そして、施策への反映が重要になります。

2016年（平成28年）に施行された「障害者差別解消法」や「部落差別解消推進法」では、国や地方公共団体に対して相談体制の充実に努めるよう規定されるなど、より一層の相談・支援の充実が求められています。

（1）相談・支援体制の充実とその周知

人権に関わる相談はあらゆる分野に関わっているため、それぞれの関係する機関・団体等との連携、協力を図り、迅速な対応ができるよう、総合的な相談・支援体制の充実に努めます。

また、相談者が安心して相談できるようにプライバシーや人権に十分に配慮するとともに、多様な人権問題に適切に対応できるよう職員及び相談員の資質の向上を図り、市民が速やかに相談し、適切な支援を受けられるよう、制度及び各種相談や支援機関の情報について積極的に周知を図ります。

（2）連携・協力体制の強化

複雑化・多様化する人権問題を解決し、被害者を早期に救済につなげるため、市行政内部はもとより法務局・警察・弁護士会・行政関係機関・関係団体・地域・NPO等との緊密な連携・協力を図ります。

3 調査研究・情報収集・情報提供の充実

人権問題の多くは、心や意識の問題として潜在しているとともに、風習や慣習といった社会意識などとも関連していて、その実態を捉えることは非常に困難です。依然として社会の中ではさまざまな偏見や差別が存在しています。

また、社会状況の変化に伴い、人権問題は複雑化・多様化しており、インターネット上における人権問題や、性的少数者の人権問題など、新たに取組が求められる人権問題も生じています。これらに的確に対応するためには、幅広い情報の収集・提供の推進が必要です。

このため、人権に関する情報の収集や人権啓発に関する調査、研究に努めるとともに、市民のニーズや事業効果を把握し、効果的な啓発活動に努めます。

第5章 個別課題における人権施策の推進

人権が尊重されるまちづくりには、あらゆる分野において人権尊重の視点が盛り込まれることが必要です。以下の個別課題に沿って、積極的な取組を推進します。

1 同和問題

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法が保障する基本的人権に関わる重大な社会問題です。

国は、1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申を受け、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」を10年間の時限立法として公布、その後、「地域改善対策事業特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を制定し、同和問題解決に向けて、国や県、市町村がさまざまな関係施策を推進してきました。

その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実な成果が見られました。併せて、差別意識の解消に向けた教育・啓発事業についても、さまざまな創意工夫により実施され、同和問題に関する国民の差別意識は、解消に向けて進んできています。

県や本市においても、これまで、同和問題を人権問題の重要な課題として、その解決に向け取り組んできたところです。

しかし、依然として全国各地において、差別事象が発生しており、とりわけ近年は、インターネット上を悪用した差別を助長するような情報発信や悪質な書き込みなどが問題となっています。

このような状況を踏まえ、2016年（平成28年）12月16日に「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、部落差別の解消についての基本理念を掲げ、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実や教育・啓発、部落差別の実態調査について定められました。福岡県では、この法律に基づき2019年（平成31年）に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

今後は、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえながら、この法律と条例にのっとり、取組を進めていく必要があります。

《施策の方向性》

本市では、「部落差別解消推進法」の理念である「部落差別は許されないものである」との認識のもと、同和問題の解消を推進し、差別のない人権社会を実現するために、国や県と連携しながら、引き続き教育啓発、及び相談体制の充実等に取り組んでいきます。

(1) 問題解決に向けた教育・啓発の推進

差別意識解消に向け、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）を自らの問題として正しい認識を深めるとともに、差別を許さない人権尊重の精神を育んでいけるよう教育、啓発活動を推進します。

(2) 相談体制の充実

国との適切な役割分担を踏まえ、関係機関と連携を図り、相談に応じるための相談機能・体制の充実に努めます。

2 女性

女性の人権尊重・地位向上を目指した本格的な動きは、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」に始まり、「女子差別撤廃条約」や世界女性会議等の国際会議と連動して進められ、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへとつながってきました。

国においては、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」が策定され、女性の地位向上に向けた取組が始まりました。1985年（昭和60年）に女子差別撤廃条約を批准したことにより、1986年（昭和61年）には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行されました。その後、1996年（平成8年）には、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定、さらに1999年（平成11年）6月には「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けて、その推進体制の充実を図ってきました。

また、女性に対する暴力が急増していることから、2000年（平成12年）

に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、２００１年（平成１３年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行されました。

さらに、２００５年（平成１７年）には「次世代育成支援対策推進法」が全面施行され、２００７年（平成１９年）には「ワーク・ライフ・バランス憲章」が策定されるなど、子育て支援や仕事と生活の調和推進への取組も進められています。

２０１５年（平成２７年）に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）では、一定規模以上の企業に対して、女性の社会進出に向けた行動計画の策定などが義務付けられました。また、同年に策定された「第４次男女共同参画基本計画」では、男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の参画拡大などが打ち出されています。

本市においては、２００４年（平成１６年）３月に「男女がともに輝くまちぶぜん」を基本理念に掲げ「豊前市男女共同参画行動計画」を策定、また、２０１０年（平成２２年）には、「豊前市男女共同参画推進条例」を制定し、さまざまな取組を進めてきました。さらに、２０１７年（平成２９年）には「第２次豊前市男女共同参画行動計画」を策定、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しているところです。

しかしながら、男女という性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会制度や慣行は依然根強いものがあり、課題が残されています。

配偶者や恋人などパートナーからのDV（ドメスティック・バイオレンス）・デートDVや、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント、性暴力などの重大な人権侵害は女性が被害者になりやすく、被害者等の救済・支援が必要です。さらには女性だけではなく、男性や性的少数者など多様なDV被害者への適切な支援が必要です。

また、性別による固定的な性別役割分担意識等に対し、市民や事業者への啓発を図り、男女が互いを尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく自らの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指し「第２次豊前市男女共同参画行動計画」に基づいた取組を進めます。

《施策の方向性》

女性と男性が社会のあらゆる分野に共に参画する「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を推進します。

(1) 男女共同参画を実現するための環境づくり

男女共同参画社会を形成するためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会となることです。このため、政策・方針決定過程への女性の参画を図るとともに、内閣府の定める男女共同参画週間を中心とした推進の意識を醸成する啓発活動を行います。

また、子どもたちが将来、性別にかかわらず家庭や地域を担い、社会において個性と能力を発揮するために必要な教育を推進します。

(2) 女性の人権が尊重される社会づくり

福岡県及び豊前市男女共同参画推進条例は、誰もが性別によって差別されることなく、その人権が尊重されることを基本理念の一つとしています。深刻化する女性への暴力、特にDVについて、相談機能の充実を図るとともに、庁内体制の整備や関係機関等との連携強化を図ります。

また、女性に対する暴力をなくす運動期間を中心とし、啓発活動に取り組みます。

(3) 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進

女性が社会のあらゆる分野において参画するためには、職場における均等な機会と待遇の確保や働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現、職場・家庭・地域における活動を男女が共に担える環境づくりが必要です。このため、事業者と連携した取組の推進、ワーク・ライフ・バランス、仕事と家庭の両立支援の取組、地域における女性の参画等を推進します。

3 子ども

1989年（平成元年）11月、国連においては「国は子どもの最善の利益を第一義的に考慮しながら、子どもの人権尊重と権利実現のためにあらゆる措置をとる」ことを骨子とした「子どもの権利条約」を採択しました。

国においては、1947年（昭和22年）に「児童福祉法」が、1951年（昭和26年）年に「児童憲章」が定められるなど、子どもの権利を保障する基本的な法制度が整備されてきました。

1994年（平成6年）の子どもの権利条約を批准後、1999年（平成11年）には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）、2000年（平成12年）には「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）、2010年（平成22年）には「子ども・若者育成支援推進法」、2013年（平成25年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策基本法）と「いじめ防止対策推進法」（いじめ対策法）が制定され、2019年（令和元年）には、親による体罰禁止を盛り込んだ児童虐待防止法と児童福祉法が改正されるなど、子どもの人権を守るためにさまざまな法律が整備されました。

県においては、1983年（昭和58年）に「福岡県青少年健全育成対策推進本部」を設置し、1995年（平成7年）「福岡県青少年健全育成条例」の制定により、1992年（平成4年）「福岡県青少年健全育成総合計画」や1997年（平成9年）の「福岡県児童育成計画」等に基づいて、子どもが健やかにたくましく育まれる環境づくりに努めてきました。

また、児童虐待防止施策の推進、スクールカウンセラー等の配置によるいじめ等に対する子どもからの相談体制の充実や青少年のインターネットの適正利用の推進にも取り組んでいます。

本市においては、2003年（平成15年）に国が制定した「次世代育成支援対策推進法」を受けて、2005年（平成17年）に「豊前市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、安心して子育てをすることのできる環境の整備を図ってきました。

また、2015年度（平成27年度）には、新しい子ども・子育て支援制度による「豊前市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では「親子と地域！ともに元気に育つまちぶぜん」をスローガンに、子どもの最善の利益の確保と子育て支援の充実を推進する施策を進めているところです。

しかしながら、現在の社会は少子化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化、価値観や生活スタイルの多様化、情報化技術の進歩などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。いじめ、不登校、ひきこもり、虐待や子どもの貧困のほか、インターネットやスマートフォン等の普及に伴い、出会い系サイトの利用による児童買春事件等の犯罪も急増しており、子どもの人権を侵害する問題はさまざまな形で現れています。

子どもに豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、他者を思いやる心、人権を尊重する心などを培うことのほか、子どもが自立した社会生活を営む上で基礎となる、自尊感情、規範意識、社会性の育成等も求められています。

次世代を担う子どもが心身ともに健やかに育つために、子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全な成長を支え、ボランティア活動や様々な社会体験・自然体験を積極的に推進し、心豊かな子どもの育成を図り、希望の持てる地域づくりを推進していく必要があります。

《施策の方向性》

子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図ります。

(1) 子どもの人権が尊重される社会づくり

子どもの健全育成のためには、子どもを「保護の対象」とするだけでなく、「権利を行使する主体」として捉える「子どもの権利条約」の理念を踏まえ、子どもを市民の一人として捉え、子どもの権利を保障し、守ることが大切です。

(2) 子育て支援や虐待防止等の推進

子ども子育て支援事業計画に基づき、育児不安を解消する支援体制の充実に努め、安心して子どもを生み、ゆとりを持って子育てできる環境整備に取り組みます。

また、児童虐待の未然防止や早期発見が図れるよう、さらに、親の子に対する体罰は法律で禁止されたことなど、市民に対して虐待防止に関する幅広い広報・啓発活動を推進するとともに、児童虐待の早期対応を図れるよう、要保護児童対策協議会等の関係機関と連携のもと、相談・支援体制の充実に努めます。

(3) いじめや不登校等の対策推進

各学校の「いじめ防止基本方針」に沿った取組の充実と豊前市教育相談室やスクールカウンセラー等関係機関と連携し、いじめや不登校、暴力行為等、問題行動の未然防止や早期発見、早期対応、早期解決に向けた取組を日常的・組織的に推進します。

(4) 心豊かに育つ環境づくり

すべての子どもが、個性豊かに伸び伸びと育ち、夢や志をもった若者になることは、すべての市民の願いです。しかし、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。このような状況に対処するため、家庭や地域の教育のあり方を考えるとともに、学校においては、教育活動を通して児童・

生徒の人権意識の高揚と定着を図る人権教育・心の教育等を推進します。学校・家庭・地域がそれぞれの機能を発揮し連携して、子どもの健全育成に努めます。

4 高齢者

世界各国で高齢化が進む中、1982年（昭和57年）に、初めて高齢者に関する国連世界会議がウィーンで開催されました。また、1991年（平成3年）の「第46回国連総会」において、「高齢者のための国連原則」が採択され、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の5つの領域における高齢者の地位について、普遍的な基準が設定されています。

国においては、1989年（平成元年）に、在宅福祉対策や施設福祉対策等の7つの柱を立てた「高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略」（ゴールドプラン）、1994年（平成6年）に「高齢者保健福祉5ヵ年計画」（新ゴールドプラン）を策定、1995年（平成7年）には、国が講じるべき施策が規定された「高齢社会対策基本法」、1999年（平成11年）には「ゴールドプラン21」を策定し、高齢者施策の基盤整備が図られました。

しかしながら、高齢者の介護が普遍的な課題となり、2000年（平成12年）に高齢者の介護を社会全体で支える新たな仕組みとして「介護保険法」が施行されました。この制度の開始により、市町村を舞台に、住民を主役とした新しい福祉社会が歩き始めることとなりました。

また、介護や福祉が必要な高齢者への虐待が深刻化する中、これを防ぎ高齢者の尊厳を守るために、2006年（平成18年）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。また、認知症などの理由により判断能力が十分でない方の身上監護や財産管理を本人に代わって行う「成年後見制度」などを活用することにより、高齢者の権利擁護を支援しています。

また、一人暮らしや高齢のみ世帯が増加する中で、高齢者を対象とした特殊詐欺や悪徳商法による被害も増加しており、判断能力が十分でない認知症高齢者の財産管理の問題も生じています。認知症高齢者は今後ますます増加し、2025年には65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。

そこで、「地域包括支援センター」の機能強化を図り、これらの問題に取り組んでいるところです。「地域包括支援センター」では、地域に暮らす高齢者を総合的に支えるため、介護に関する相談や悩み事以外にも健康や福祉、医療や生

活に関するさまざまな相談を受ける総合相談業務、高齢者虐待防止や成年後見制度の活用等に取り組む権利擁護業務が位置付けられ、専門職員が連携して相談者に対応しています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」の構築、更には高齢者だけでなく、障がい者や子どもも含め、誰にとっても住みやすい「地域共生社会」の実現が求められています。

本市では、平成5年に高齢者の健康と福祉の増進を図るため「豊前市高齢者保健福祉計画」を策定し、さまざまな施策を推進してまいりました。その後、介護保険制度の創設などを踏まえた見直しを重ね、2018年（平成30年）3月からは、新たな「豊前市高齢者保健福祉計画」に基づいて、さまざまな高齢者施策を推進しています。

これまでに経験したことのない、急速な超高齢社会を迎え、老老介護、高齢者虐待、認知症高齢者の増加など多くの課題があり、早急な対策を講じる必要があります。そのため、高齢者の見守り体制や権利擁護、認知症施策の推進を図るとともに、高齢になっても住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、高齢者が様々な方面で活躍し、支えを必要とする方々の支える側となり、地域の主役となる「生涯現役社会」の実現をめざします。

《施策の方向性》

高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいを持って生活していける社会の実現を図ります。高齢者に対する理解や高齢者の人権について関心を高める取組、高齢者の人権が尊重される取組を推進します。

(1) 高齢者理解の教育・啓発の推進

学校においては、高齢者に対する尊敬、感謝の心をはぐくむとともに、介護、福祉体験や高齢者との交流事業を推進します。

認知症になっても、安心して地域で生活できるよう、市民や事業者に対し、認知症に関する正しい知識の普及を図ります。

(2) 保健福祉サービスの充実

介護が必要な状態になっても、高齢者が自らの意思に基づき自立した生活を、尊厳を持って送ることができるように介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、必要な介護サービスが、保健・医療・福祉にわたって総合的に切れ目なく利用できるよう、サービスの充実を図ります。

また、高齢者ができる限り要介護状態にならないで健康で生き生きと

した生活を送ることができるよう、介護予防サービスの充実に努めます。

(3) 高齢者の権利擁護の推進

日常生活の中で、適切なサービス等につながる方法を見つけることが困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため、高齢者への虐待対応や成年後見制度の活用支援、消費者被害への防止等の必要な支援を行います。また、家族やサービス提供事業所等から虐待を受けている高齢者の早期発見や必要な支援を行います。

(4) 高齢者の健康・生きがいの推進

高齢者が地域社会で孤立することなく、社会の一員として生きがいを持って暮らせる社会の実現を目指すために、高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、能力を活かしていけるよう、シルバー人材センターの活用による就労の促進を図るとともに、生涯学習やスポーツ、レクリエーション、ボランティア活動など多様な活動機会を充実します。

また、高齢者の主体的な取組を促進するため、老人クラブ等の活性化に努めます。

(5) 地域福祉活動の推進

高齢者が住み慣れた自宅や地域での生活を継続していけるよう、地域の各種団体や住民の連携による相互扶助活動を促進し、地域で支え合う体制の充実を図ります。

(6) 高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安全安心に生活できるよう住環境の整備や、交通安全の推進及び生活交通基盤の整備、消費者被害の未然防止対策に努めます。また、災害時において、一人で避難することが困難な高齢者に対し、地域住民が支援する個別支援体制の整備等、安心安全を守るための環境整備を推進します。

5 障がいのある人

障がいのある人の権利と尊厳を保護することを目的とする「障害者権利条約」が、2006年（平成18年）に国際連合総会で採択され、我が国は2014

年（平成26年）に批准しました。

条約批准に向け、国においては、2011年（平成23年）に「障害者基本法」を改正し、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進、また、障がいのある人の権利利益を擁護することを目的に、2012年（平成24年）に「障害者の虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。そして、2013年（平成25年）には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行などさまざまな法制度の整備を行い、障がいのある人を取り巻く施策や制度は大きく変化しました。さらに、2016年（平成28年）4月1日に施行されました「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮が求められています。

県においては、1982年（昭和57年）に「福岡県障害者福祉長期行動計画」の策定以降、「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援や障がいを理由とする差別の解消、障がいの特異性等に配慮した支援などを掲げた「福岡県障害者長期計画」及び障がい福祉サービス等の見込み量や提供体制の確保策、目標等について定めた「福岡県障害者福祉計画（第3期）」を2015年（平成27年）に策定しました。

権利擁護については、障害者差別解消法が制定されたことに伴い、障がいを理由とする差別の解消に向けて「職員対応要領」を策定するとともに、学校においても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教育委員会職員対応要領」と「学校教育分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を策定しました。

さらに、障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、法の実効性の確保のため、専門相談員の設置や第三者機関による助言・あっせんの仕組み等を定めた「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を2017年（平成29年）に制定しました。

加えて、1998年（平成10年）に施行した「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、建物や道路、公園などのバリアフリー化を推進し、障がいのある人や高齢者が参加できる地域づくりを推進しています。

さらに「福岡県身体障がい者体育大会」等の各種大会を開催し、障がいのある人のスポーツ・文化活動を推進しています。

教育分野においては、共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システム構築のため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行う特別支援教育の推進を図る中長期的な計画「福岡県特別支援教育推進プラン」を2017年（平成29年）に策定し、施策を推進しています。

本市においては、1999年(平成11年)に「豊前市障害者福祉長期計画」、2007年(平成19年)に「豊前市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障がい者施策の推進に取り組んできました。

2017年(平成29年)、障がい者を取り巻く環境の変化や新たな課題を踏まえ、新たな「豊前市障害者計画」を策定しました。「障害の「ある」「なし」にかかわらず、すべての市民が共に支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現」を基本目標に、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加をより一層推進するための環境づくりを進め、障がいのある人もない人も、人間として当たりまえに生きていくことができる社会を実現するという考え方(ノーマライゼーション)の理念の実現を図ります。

また、教育の分野においては、早期からの教育相談と支援体制づくりをもとにして幼・保・小・中・高連携しながら、特別支援教育を推進します。

《施策の方向性》

障がいのある人もない人もお互いに支え合い、地域で共に生活し活動できる安全安心な社会の実現を図ります。社会全体が障がいや障がいのある人について正しく理解する取組や、障がいのある人の人権が尊重される取組を推進します。

(1) 障がいのある人への正しい理解と認識のための教育・啓発の推進

ノーマライゼーションの理念は、市民の間に着実に広がりを見せていますが、一方では障がい者に対する偏見や差別意識が依然として根強く残っています。障がいのある人もない人も、すべての人が社会の一員として暮らすことができるまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりが障がいについて正しく理解し、互いに支えあう心をはぐくむ教育や、相互理解を深めるような取組を実施するよう努めます。

また、障害者差別解消法に定められた「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮」の提供やこれを的確に行うための「環境の整備」の必要性への理解を深める啓発を推進します。

(2) 自立と社会参加の促進のための支援

障害者基本法の理念である障がいのある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進するための環境づくりを進めます。また、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう相談支援体制の整備、障がい者スポーツの振興、各種レクリエーション・文化活動への参加促進等に取り組めます。

(3) 障がいのある人への就労支援

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が一定率以上になるよう義務づけていますが、法定雇用率未達成の企業が多いのも現状です。企業における積極的な雇用促進や職域の拡大、障がい特性への理解や職場における合理的配慮の提供等障がいのある人もない人も共に働くことのできる環境づくりを促進するための啓発を推進します。

また、障がいのある人が働くことを希望する場合は、心身の状態に合わせて働けるように就労支援を図ります。

(4) インクルーシブ教育システムの構築と福祉教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加の推進を図るため、一人ひとりの教育的なニーズを把握し、個に応じた教育を行います。

また、障がいのある人に対する正しい理解を深め、思いやりのある心を育てるために、交流及び共同学習の推進や地域活動の支援を行い、障がいのある子どもとその教育についての理解の促進を図ります。

(5) 障がいのある人の権利擁護の推進

障がいのある人の人権を守り自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を防止し、その予防と早期発見のために取り組みます。また、養護者に対する支援を行うとともに、障がいのある人の権利擁護を進めるために成年後見制度の普及に努めます。

6 外国人

昨今の国際化を反映し、我が国の在留外国人数は年々増加しており、2018年（平成30年）には273万人、訪日外客数は3,119万人で、過去最高となっています。

2018年（平成30年）には、外国人材に係る出入国管理法が改正されるなど、今後、日本に入国する外国人がさらに増加することが想定されます。

本市における在留外国人数は、令和2年1月1日現在で334人、人口に占める割合は1.32%となっており、国と同様に増加する傾向にあります。

こうした中、全国的に見ますと、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐってさまざまな人権問題が発生しています。具体的には、雇用機会や労働条件の不平等の問題、日本語のみでの情報提供などにより、さまざまな場面で社会への平等な参加が阻まれています。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）が問題となっており、こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるのみでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりします。そのため、2016年（平成28年）6月3日に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

本市でも居住する外国人の国籍は多様化しています。民族、文化、価値観などの異なる人々が同じ地域で生活することは、豊かで活力ある社会を生み出す源泉となります。「外国人だから」と決めつけ、思い込みによる差別や偏見がなくなるよう教育・啓発を推進するとともに、親睦や交流を深める取組を推進し、それぞれの違いを互いに尊重した多文化共生社会の実現が求められています。

《施策の方向性》

多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ります。外国人との交流や外国文化を理解し合う教育・啓発を推進し、国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図る取組を推進します。

(1) 相互理解のための教育・啓発、交流活動の推進

外国人への差別や偏見の解消に向けて、日本人と外国人が互いに理解し尊重し合える関係を築いていけるよう、相互理解を深めるためのふれあいや交流活動、国際意識を高めるための啓発・学習活動を推進します。

(2) 外国人が安心して暮らしやすい地域社会づくり

本市在住外国人が暮らしやすく、地域社会に主体的に参加し活躍できる環境づくりを推進するために、日本語教室等の講座を開設します。

また、日常生活での不安の解消や在住外国人への的確な生活情報を提供するなど、行政サービスの向上に努めます。

7 ハンセン病患者・HIV感染者

ハンセン病はらい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発症する可能性は低く、現在では治療法が確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

しかし、ハンセン病に対する知識不足が偏見や差別を引き起こし、ハンセン病療養所入所者の多くは、長期間隔離されたことにより家族等の関係を断たれ、

偏見、差別や高齢化等により、完治後も療養所に残らざるを得ず、社会復帰が困難な状況にあります。このようなハンセン病回復者などに対する差別や偏見を解消するため、2009年（平成21年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が施行されました。

ハンセン病の正しい知識の普及広報活動をさらに徹底するとともに、ハンセン病患者・回復者や家族に対する偏見や差別を解消し、社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境整備に努めます。

また、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症については、WHO（世界保健機構）は、1988年（昭和63年）に毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、HIV感染症のまん延防止と患者・感染者への偏見と差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱しました。

国においては、1999年（平成11年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が施行され、差別や偏見をなくすため、教育活動、広報活動を通じた感染症に対する正しい知識の普及を図るとともに、国民自らが正しい知識を持ち、感染症患者等の人権が損なわれることの無いようにしなければならないと定められました。

県においては、1994年（平成6年）に「福岡県エイズ診療体制整備計画」が作成され、エイズ医療体制の方向付けが行われ、1996年（平成8年）には「福岡県エイズ患者・HIV感染者診療体制整備要綱」が策定され、医療体制の整備・充実が進められています。

HIV感染者やエイズ患者は、若年層から中高年層において増加していますが、新規報告件数は横ばいでの推移が続いています。HIV感染症、エイズに関する知識は徐々に普及してきました。しかし、自分とは無関係な一部の人の病気であるという意識が存在し、予防行動が適切でないことによる感染の拡大やHIV感染者への偏見を助長する一因となっています。性一般に関する正しい知識や理解を深め、予防対策や教育を推進するとともに、HIV感染者やエイズ患者への偏見や差別の解消に向けて、教育・啓発活動をさらに充実します。

《施策の方向性》

ハンセン病患者、HIV感染者やエイズ患者等が差別を受けることなく、安心して治療を受け、生活できる社会の実現を図ります。正しい知識を身につける教育・啓発を推進します。

（1）教育・啓発・相談支援体制の充実

ハンセン病患者及びHIV感染者などの基本的な人権が守られ、社会の中で安心して生活していくことができるように、市民の正しい知識と理解をは

ぐくむ啓発活動を積極的に推進していきます。

学校教育の場では、人権教育の中で、科学的知識と差別をなくす意識をほぐくむ取組を進めます。

また、関係機関と連携、調整を図りながら、エイズ教育の充実や相談・支援体制の確保に努めます。

8 インターネットによる人権侵害

インターネットは、誰でも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、急速に普及し、私たちの生活に欠かせないものとなっています。その反面、インターネットの匿名性を悪用し、インターネット上の電子掲示板やホームページに、他人の誹謗中傷や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報の書き込みが増加しています。また、子どもたちの間でSNSやメールなどによるいじめや嫌がらせも発生しています。

国においては、2001年（平成13年）に、インターネット上で人権を侵害するような書き込み等に対して、被害者がプロバイダー（インターネット接続業者）等に書き込みの削除や発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）を制定しました。2009年（平成21年）には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行され、インターネット事業者にフィルタリングの義務づけがなされました。また、2014年（平成26年）には、リベンジ・ポルノ等による被害の発生・拡大を防止するために「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が成立しました。

しかしながら、インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダー等が適切な対応を講じるとともに、使用者がその責任等を十分に自覚することが必要です。利用者一人ひとりが情報モラルを守り、人権を侵害するような情報をインターネット上に掲載しないことや、情報の収集・発信における個人の責任についての理解を促進させるため、関係機関と連携しながらインターネット社会の功罪についての教育・啓発を推進する必要があります。

《施策の方向性》

インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。インターネ

ットによる人権侵害を予防するための教育や啓発を図ります。

(1) 情報化社会に対応した人権教育・啓発

市民に対し、インターネット利用における情報モラルの啓発を推進します。

各学校においては、児童・生徒に対し、メディア（パソコン・携帯電話・スマートフォン）の使用に伴う危険性について理解を図り、望ましいマナーの育成を図ります。また、子どものインターネットの適切な利用について、保護者啓発を進めます。

(2) インターネットによる人権侵害への対応

悪質な人権侵害となるようなインターネットなどへの書き込みに対しては、福岡県や法務局と連携して、プロバイダーなどにその情報の削除を求めるなど、適切な対応ができるよう取り組みます。

9 性的少数者

いわゆる性的少数者とされる人は、子どもの頃からいじめなどさまざまな偏見や差別を体験したり、「こころの性」とは異なる振る舞いを要求されるなど、あらゆる場面で精神的・肉体的苦痛を受けています。実際に自分の性別に違和感を持ち、現実とのかい離を受け入れられない「性同一性障害」については、2004年（平成16年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、性同一性障害者であり、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

近年、性的少数者については、マスコミでも多く取り上げられるなど、人権問題として幅広く認知されるようになってきました。また、当事者や家族が独自に立ち上げた団体などが、差別や偏見をなくすためにさまざまな啓発活動を行っています。

2015年（平成27年）東京都渋谷区で、同性パートナーを対象とした「パートナーシップ証明書」を発行するための条例が施行されました。これを皮切りに、いくつかの自治体や大手企業がこの趣旨に賛同する取組が進んでいます。

性のあり方について固定的な見方をするのではなく、性の多様性を知り、一人ひとりの生き方あり方を尊重し認め合うことが必要です。

誰もが個人として尊重され、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、性的少数者に関する正しい情報の提

供を行っていくとともに、理解促進のための啓発活動に取り組んでいきます。

また。市民のみならず教育現場における教職員や児童・生徒に対して、正しい認識をはぐくむための積極的な啓発活動にも取り組む必要があります。

《施策の方向性》

社会全体が、性的少数者を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。多様な性について理解を深める教育、啓発を推進し、誰もが自分の性を尊重され、「自分らしく」生きられるよう相談・支援体制の充実を図ります。

(1) 教育・啓発・相談支援体制の推進

地域社会や各職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、あらゆる場での啓発を推進します。

また、学校では、性的少数者に対する教職員及び児童・生徒の適切な理解を促進するとともに、人権教育の中で、差別をなくす意識をはぐくむ取組を進めます。

さらに、当該児童・生徒の心情に十分配慮し、当該児童・生徒が安心して学校生活を送るために必要な支援及び相談体制の充実を図ります。

性的少数者とは…

法務省は、性的少数者に関する人権課題として「性的指向」と「性自認」を挙げています。このうち「性的指向」は、恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを、「性自認」は自分の性をどのように認識しているかを指します。

性的指向では、同性愛や両性愛を指向する人がいますが、性自認では、心の性と体の性が異なっている人がいます。どちらも人口的には少数者です。

これらの性的少数者を総称して「L G B Tエル・ジー・ビー・ティー」

「L G B T Qエル・ジー・ビー・ティー・キュー」

「S O G I ソジ」等と表すことがあります。「L G B T」は Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender の頭文字をとったものです。「L」(Lesbian：レズビアン)は女性の同性愛者、「G」(Gay：ゲイ)は男性の同性愛者、「B」(Bisexual：バイセクシャル)は両性愛者、「T」(Transgender：トランスジェンダー)は心の性と体の性との不一致を示しています。

また、「L G B T Q」の「Q」は Questioning (クエスチョニング：性自認や性的指向を定めない人)や、性的少数者の総称である Queer (クィア)を意味しています。

「S O G I」の「S O」は Sexual Orientation (性的指向)、「G I」は Gender Identity (性自認)を表わしています。

10 さまざまな人権課題

近年の少子高齢化による社会構造の変化や経済・産業構造のグローバル化に伴う競争の激化、労働者の価値観の多様化等を背景に仕事・働き方に関する意識は大きく変化しています。このような中、賃金格差や過労死等の問題も深刻となっております。

労働者を取り巻く環境は、正規雇用・非正規雇用といった任用形態の違いによる格差や性別、年齢、障がいの有無、国籍等による差別的な待遇、職場におけるハラスメントなど、人権に関わる様々な問題が生じています。

誰もが生きがいを持ち、能力を十分に発揮しながら働くことはもとより、社会全体の利益のため、職場で働くすべての人の人権が尊重され、健康で長く働き続けられる良好な環境づくりの推進が必要です。

このほかにも、次にあげるような人権課題があり、それぞれが抱える課題に応じた施策と、さまざまな機会を通じた教育・啓発を行うことが必要です。

- ・ 犯罪被害者等の人権
- ・ アイヌの人々の人権
- ・ 刑を終えて出所した人の人権
- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者の人権
- ・ ホームレスの人権
- ・ 人身取引（トラフィッキング）による被害者の人権
- ・ 東日本大震災に起因する人権問題

また、今後新たに生じる人権課題等についても、それぞれの課題の状況に応じた取組を推進します。

第6章 推進体制等

1 推進体制等の整備

市は、人権に関する全庁的な推進体制を整備するとともに、他の公的機関、企業、関係団体等との緊密な連携を図り、この基本指針に基づく人権教育・人権啓発を積極的に推進します。

(1) 市内の推進体制と職員研修

市の政策は、福祉、教育、文化、経済活動等多岐にわたっています。これらの政策は、市民の基本的な人権の享有や豊かな社会生活を送るために欠くことのできないものです。

外部の有識者で組織する「豊前市人権のまちづくり推進審議会」などの意見を踏まえ、市内組織の「豊前市人権施策推進委員会」を中心に、関係部局相互の連携・協力のもと、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。

また、推進するにあたっては、常に人権尊重の意識に基づいて業務を行うことが求められます。市職員には、人権問題に対する正しい認識と理解を深めるため、引き続き研修を実施し、市職員の意識改革に努めます。

(2) 国・県との連携

あらゆる人権課題に幅広く対応していくとともに、効果的な施策展開を推進するため、国や県との適切な役割分担のもと、情報共有や連携強化に努めます。

(3) 市民、企業等との連携

人権施策の推進に当っては、国、県、市町村がそれぞれの立場から、さまざまな取組を行っています。人権意識の高揚のためには、行政だけではなく、市民や企業などによる自主的・主体的な活動が不可欠であり、市はこれらの活動との連携・協力を図ります。

特に、地域コミュニティにおいて、人権の確立を図るための取組の核となる人権のまちづくり地域協議会、及び、地域住民・地域団体が繋がり豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として設立の始まった地域づくり協議会等、各地区公民館を事務局とした地域団体を取り組む地域課題は、市民生活に密着した人権課題と言えます。さまざまな違いを超えた多様な交流の中で、温かな人間関係がはぐくまれ、みんなが一人ひとりのことを思うような人権文化が創造されるよう、豊前市人権センターとともに、市民の自主的な取組を支援します。

(4) 豊前市人権センターとの連携・協働

豊前市人権センターでは、あらゆる人権問題解決のために講演会やセミナー等さまざまな取組が行われてきました。今後も、人権のまちづくり地域協議会、企業などと連携を図りながら、市民の人権意識の高揚を図る「人権文化のまちづくり」の中心的拠点として、市としても支援を行い、積極的に連携・協働します。

2 人権施策の点検と見直し

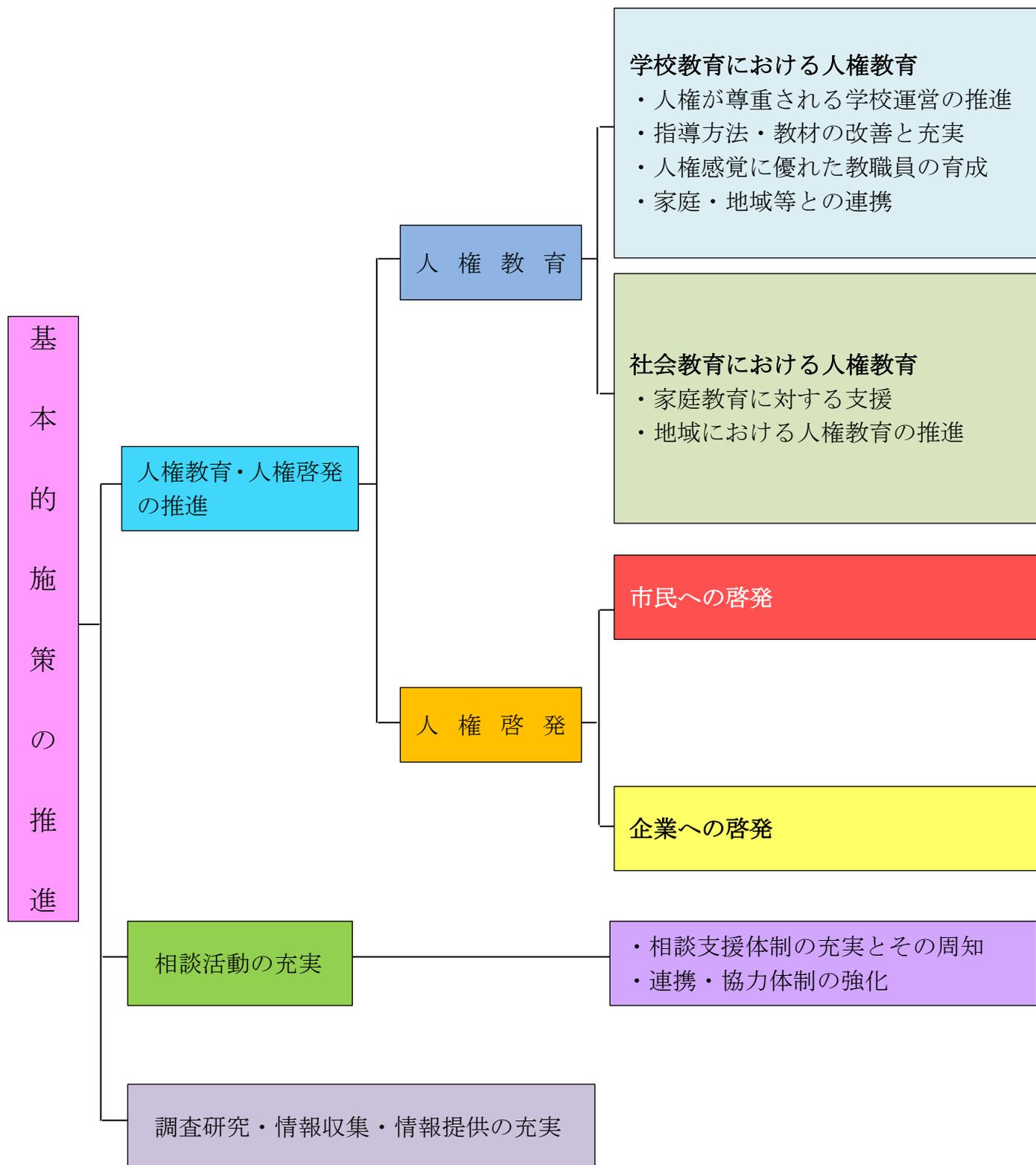
(1) 人権施策の取組の進捗管理

今後、基本指針に基づく実施計画を作成し、その実施状況を点検・評価し、結果をその後の施策に反映させます。

(2) 基本指針の見直し

人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また、社会環境の変化等に的確に対応するため、「豊前市人権のまちづくり推進審議会」に意見を求めながら、必要に応じた見直しを行います。

人権教育・啓発基本指針の構成



個別課題における人権施策の推進	同和問題	<ul style="list-style-type: none"> ・問題解決に向けた教育・啓発の推進 ・相談体制の充実
	女性	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を実現するための環境づくり ・女性の人権が尊重される社会づくり ・職場・家庭・地域における男女共同参画の推進
	子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権が尊重される社会づくり ・子育て支援や虐待防止等の推進 ・いじめや不登校等の対策推進 ・心豊かに育つ環境づくり
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者理解の教育・啓発の推進 ・保健福祉サービスの充実 ・高齢者の権利擁護の推進 ・高齢者の健康・生きがいづくりの推進 ・地域福祉活動の推進 ・高齢者が安心して暮らせる生活環境の整備
	障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への正しい理解と認識のため教育・啓発の推進 ・自立と社会参加の促進のための支援 ・障がいのある人への就労支援 ・学校における特別支援教育及び福祉教育の充実 ・障がいのある人の権利擁護の推進
	外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・相互理解のための教育・啓発、交流活動の推進 ・外国人が安心して暮らしやすい地域社会づくり
	ハンセン病患者・HIV感染者	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発・相談支援体制の充実
	インターネットによる人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化社会に対応した人権教育・啓発 ・インターネットによる人権侵害への対応
	性的少数者	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・啓発・相談体制の推進
	さまざまな人権課題	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の人権 ・ホームレスの人権 ・アイヌの人々の人権 ・人身取引による被害者の人権 ・刑を終えて出所した人の人権 ・東日本大震災に起因する人権問題 ・北朝鮮当局によって拉致された被害者の人権

